

前回検討会の御意見と対応

番号	意見	対応
1	パブリックコメントがうまく機能しないこともあるため、ステークホルダーの方々に対して個別に連絡する等も検討する必要がある。	ステークホルダーとして、自然保護団体に意見を伺います。 また、自治体に対して、説明会を開催し、意見聴取を行います。
2	検討が必要と考えられる事項については、具体的な例示も含めて説明がないと誤解を招きやすいため、基準のいずれかの箇所に反映されたい。	「促進区域」を定める際の基準、「地域の環境の保全のための取組」を定めるための基準、において、可能な限り具体的に配慮の観点や方法を記載しました(資料2)。
3	地図を描くだけでなく、どう使っていくか、合意形成も含めて記述が必要である。	市町村が円滑に合意形成できるよう、ステークホルダーや合意形成に関する例示などの記載を追加しました(資料2)。
4	除外区域とするか否かの判断は難しいが、愛知県全体の脱炭素や将来の再エネ導入目標を考慮した上で複数パターンのポテンシャル算出を行い、個々の項目だけでなく全体を見て検討する必要がある。 農地系や建物系も考慮した上で、愛知県全体で確保できるポテンシャルを把握する必要がある。 また、促進区域であるとは何ができるのかがより詳しくわかると議論が円滑に進むため、合意形成や運用方法については追加で情報提供されたい。	促進区域に含めない区域を入れた場合と入れなかった場合のポテンシャル算出を行い除外区域とするかの判断材料を示します(資料3)。 また、合意形成や運用方法のポイントの説明を基準の参考資料として追加しました(資料2)。